

■ 第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

公共施設等の計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の縮減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく、行動計画に当たるもので、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けられるものです。

3 計画の見直し

新規追加

令和3年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代:『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)や令和2年度までに策定した個別施設計画を踏まえ、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、本計画の見直しを図るものです。

■ 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

施設の老朽化の進展に伴い、改修・更新の時期を迎える多数の施設を保有しており、今後、多額の経費が必要となることが見込まれます。

時点修正

一部新規(有形固定資産減価償却率の推移)

(1) 公共施設

施設類型(用途)	施設数(棟数)	延床面積		
		1棟あたり		
庁舎等	県庁舎、警察署、試験研究機関等	2,107棟	739,515㎡	351㎡
県民利用施設	体育館、博物館、ホール等	663棟	335,553㎡	506㎡
県営住宅	住宅、集会所等	876棟	510,927㎡	583㎡
学校施設	校舎、実習棟等	2,109棟	1,011,194㎡	479㎡
合計		5,755棟	2,597,189㎡	451㎡

施設類型	建設後50年以上経過する施設(延床面積)の割合			
	令和2年度現在	10年後	20年後	30年後
庁舎等	17%	38%	59%	86%
県民利用施設	9%	22%	47%	68%
県営住宅	3%	28%	51%	69%
学校施設	9%	38%	61%	77%
全体	10%	34%	57%	77%

(2) インフラ施設

時点修正

一部新規(有形固定資産減価償却率の推移)

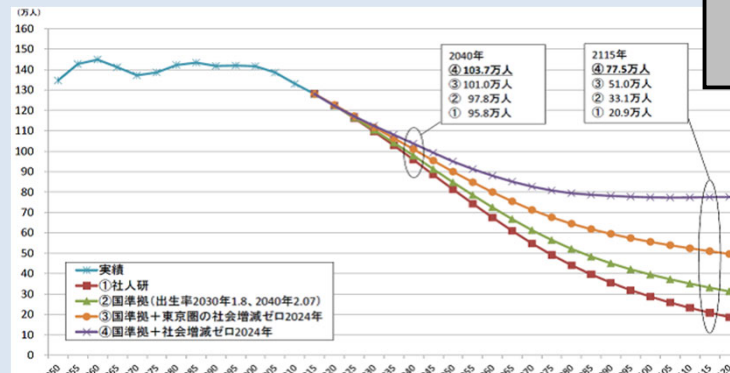
施設類型	細分類・施設種別	建設後50年以上経過する施設の割合				施設数(建設年不明除く)	備考
		令和2年度現在	10年後	20年後	30年後		
道路	橋梁	33%	53%	74%	88%	2,777	
	トンネル	9%	32%	48%	69%	188	
	大規模道路構造物	6%	20%	42%	66%	142	
河川管理施設(ダムを除く)	水門	13%	47%	87%	100%	15	
	樋門・樋管	23%	58%	88%	99%	1,076	
	陸間	36%	41%	51%	100%	39	
	排水機場	0%	0%	0%	11%	9	
	浄化施設	0%	0%	0%	100%	1	
	電気通信施	0%	0%	0%	5%	655	
河川管理施設(ダム)	水防倉庫	17%	58%	58%	83%	12	
	ダム	11%	11%	44%	67%	9	
砂防	砂防設備	27%	47%	67%	86%	828	
	地すべり防止施設	0%	18%	59%	76%	17	
	急傾斜地崩壊防止施設	0%	13%	42%	74%	303	
下水道	管路施設	0%	7%	24%	38%	154.0	延長km
	処理場施設	0%	25%	75%	100%	4	
	ポンプ場施	0%	8%	31%	54%	13	
港湾		21%	45%	69%	93%	408	
空港		100%	100%	100%	100%	1	
公園		0%	33%	100%	100%	3	
交通安全施設	信号柱	0%	15%	26%	52%	9,557	
	制御機	0%	0%	0%	14%	1,881	
農業水利施設	ダム	35%	48%	70%	87%	23	
林道	橋梁	43%	43%	64%	93%	14	
漁港施設		97%	100%	100%	100%	31	

2 将来人口の展望 (岩手県人口ビジョン令和2年3月改訂)

県では、ふるさと振興を進め、出生率の向上と社会減ゼロを実現することによって、令和22年(2040年)に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

時点修正

■ 本県の人口の長期的な見通し



3 公共施設等の維持・更新等に係る経費見込み等

【公共施設】

時点修正

今後30年間で約6,050億円、年平均約202億円が見込まれます。これは過去5年間の平均投資額約149億円の1.4倍に相当します。

【インフラ施設】

時点修正

今後30年間で約8,646億円、年平均約288億円が見込まれます。これは過去5年間の平均投資額約627億円の0.5倍に相当します。

【公共施設の施設規模・総量の適正化】

将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえた、公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、公共施設の施設規模・総量の適正化が必要です。

2020年 国勢調査県人口 121.1万人
2040年 人口ビジョン(社会減ゼロ) 103.7万人
およそ14.4%の人口減少を想定

新規追加

令和6年度までにおける公共施設※に係る県民1人当たりの負担額を、過去5年間の実績を踏まえ、12,000円以下となるようコスト縮減・財政負担の平準化を図ります。

また、2040年(令和22年度)までに、学校施設を除く庁舎や県民利用施設などの公共施設※の延床面積を85%程度(令和2年度比)となるよう見直しを進めます。

(※ 病院等公営企業施設及びインフラ施設は含まないこと。)

なお、施設規模・総量の適正化の取組に当たっては、地域特性や地域活性化へ配慮の上、維持管理及び利活用に係る様々な創意工夫を図ります。

(第3章 3.3.2 具体的な取組方針(7)に記載)

岩手県公共施設等総合管理計画の改訂(素案)の概要

第3章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

平成27年度～令和6年度までの10年間。
計画期間中においても、必要に応じて見直しを実施。

2 現状や課題に関する基本認識

(1) **公共施設等の老朽化への対応**
高度成長期から昭和50年代を中心に大量に整備した公共施設等に係る**維持管理や修繕、更新経費の増大への対応が課題**。

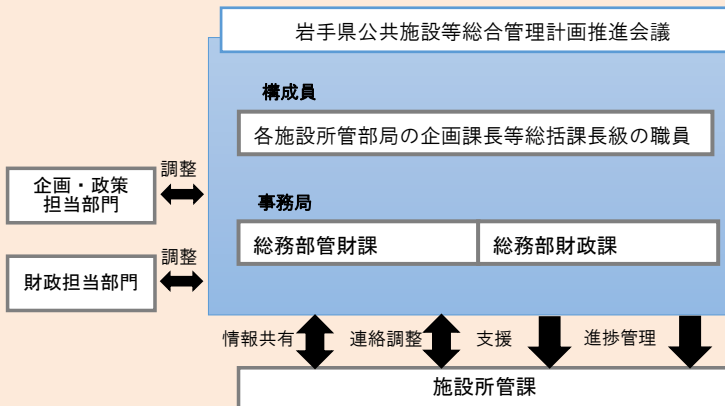
(2) **社会経済情勢等の変化への対応**
地域を支える基盤の一つである**公共施設等の役割に留意しつつ、社会経済情勢等の変化に即した的確な対応が課題**。

(3) **災害への対応**
東日本大震災津波を教訓とした**国土強靱化に向けた取組が課題**。

4 全庁的な取組体制と情報共有

庁内関係部局による会議体を設置し、情報共有・連絡調整、各施設所管室課による取組の支援、計画の進捗管理を行います。

■ 全庁的な取組体制【岩手県公共施設等総合管理計画推進会議】 ■



3.1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(基本方針)～計画推進の「3つの柱」～

[方針Ⅰ]
コスト削減・財政負担の平準化

計画的な維持管理と長寿命化を推進し、公共施設等の維持管理や修繕、更新等に要する**中長期的なコストを削減・財政負担を平準化**。

[方針Ⅱ]
施設規模・配置・機能等の適正化

「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる基本目標の趣旨を踏まえながら、**人口動態等の変化に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模や配置、機能等を適正化**。

また、公共施設等のあり方の検討に当たっては、**環境への配慮や市町村等との連携などについても十分に考慮**。

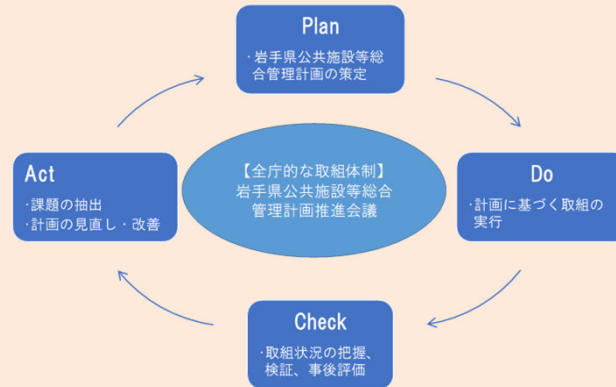
[方針Ⅲ]
安全・安心の確保

「第2期岩手県国土強靱化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、**計画的な耐震化や定期的な点検・診断、修繕などにより公共施設等に求められる機能を維持・強化し、県民、施設利用者等の安全・安心を確保**。

5 フォローアップの実施方針

PDCAサイクルに基づき、社会経済情勢の変化や今後施設類型毎に策定する個別施設計画による取組みの進展などに応じて、**計画期間中においても必要に応じて見直しを行います**。

■ PDCAサイクルに基づく継続的な取組 ■



3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(具体的な取組方針)～計画実施の「8つの取組方針」～

【取組1】点検・診断等の実施方針

- (1) 定期的な点検・診断の実施(点検・診断マニュアルの整備など)
- (2) 継続的に実施可能な点検・診断体系の構築(新技術の導入など)
- (3) 点検・診断結果の一元管理の推進(データベース化など)

【取組2】維持管理・修繕・更新等の実施方針

- (1) 計画的な維持管理の実施(個別施設計画策定・負担平準化など)
- (2) 新設・更新時におけるライフサイクルコストの削減(構造・仕様など)
- (3) 環境負荷低減への取組(再生可能エネルギー、材料選定など)

【取組3】安全確保の実施方針

- (1) 高度の危険性が認められた場合の対応ルール確立(供用停止など)
- (2) 用途を廃止した施設の適切な管理(除却の検討など)

【取組4】耐震化の実施方針

- (1) 耐震改修促進計画等の推進(多くの県民が利用する公共施設など)
- (2) 効率的な対策実施(長寿命化対策との同時施工など)

【取組5】長寿命化の実施方針

- (1) 予防保全型維持管理の実施(適時適切な修繕、高耐久性材料など)
- (2) 長寿命化対象の選別(今後とも長期間保有する施設の選別など)

【取組6】ユニバーサルデザイン化の推進方針

- (1) ユニバーサルデザインに対応した公共施設等の整備、改修への取組

【取組7】統合や廃止の推進方針

- (1) 施設規模・総量の適正化と有効活用(人口動態の変化への対応など)
- (2) 市町村等との連携(機能・役割分担など)

【取組8】総合かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- (1) 全庁的な取組体制の整備(庁内関係部局による会議の設置など)
- (2) 民間活力の導入(PPP/PFIの活用、地域住民等との協働など)
- (3) 施設管理者の技術力向上(研修会や連絡会議の開催など)

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとに、第3章に掲げる共通の基本方針を踏まえた、施設の特性に応じた管理に関する基本方針を策定します。

1 公共施設(4類型) 時点修正
庁舎等、県民利用施設、県営住宅及び学校施設

2 インフラ施設(16類型) 時点修正
道路、河川管理施設(ダムを除く)、河川管理施設(ダム)、海岸保全施設(河川課所管分)、砂防、下水道、港湾、空港、公園、交通安全施設、農業水利施設、海岸保全施設(農村建設課所管分)、林道、治山、漁港施設及び海岸保全施設(漁港漁村課所管分)

3 公営企業施設(2類型) 時点修正
県立病院等事業施設及び電気・工業用水道事業施設